

令和5年度 岐阜県職員 岐阜県立森林文化アカデミー教員 募集のお知らせ

このたび岐阜県立森林文化アカデミーでは、下記の要領により教員を公募することになりましたので、応募いただきますようお願いいたします。

1 募集人員

講師または助教 1名（常勤）

2 専門分野

林産・木造建築分野

3 求める教員像

- (1) 木材に関する基本的な知識及び木造建築・木材に関する研究・教育又は現場実務の経験を有し、木造建築・木材産業界で指導的な役割を果たせる技術者を育成できる人材
- (2) 建築用材の製材から加工に関して、実務的な実績・経験を有し、木造建築における木材加工技術の改善や新たな技術開発に取り組むことができる人材

4 職務内容

- (1) 主な担当領域：木材利用、木材加工
- (2) 森と木のエンジニア科（共通科目・林産業コース科目）及び森と木のクリエイター科（主に木造建築専攻科目）の講義・実習
木造建築材料・製材・木材乾燥・木材強度・木材加工・木材流通
※ 特に授業に関わる「製材」の業務割合が大きい
- (3) 木材開放試験室業務
ア 製材機械、木材加工機械の管理、各種木材試験機器の管理
イ 県内外の木材・建築業界への技術的指導・助言
ウ 木材に関する試験（日本農林規格、日本工業規格等）の実施
- (4) 連携市町村やロッテンブルグ林業大学など外部との連携プロジェクト
- (5) 森と木のクリエイター科「課題研究」の指導
- (6) 進路（主に就職）指導・学生指導
- (7) 専門技術者教育・生涯学習教育の講師
- (8) 学内委員会活動
- (9) その他の教育付帯業務など

5 応募資格

昭和39年4月2日以降に生まれた者で、次の各号の一に該当し、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者。

- (1) 修士以上の学位を有する者、学士の学位を有する者で6年程度木造建築・木材に関する業務に従事した者、短期大学士の学位又は準学士、専門士の称号を有する者で8年程度木造建築・木材に関する業務に従事した者

- (2) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校において、木造建築・木材に関する講師の経歴のある者
- (3) 木造建築・木材に関する試験研究・技術開発の経歴のある者
- (4) その他各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

◎ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎受験資格等の確認について

受験資格の有無、申し込み記載事項等の真否について必要に応じ確認させていただくとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

6 提出書類

(1) 履歴書

- ①顔写真を貼付すること。
- ②現住所・連絡先（勤務先、自宅、その他緊急連絡先）を記載すること。
- ③職歴は詳細に記載すること。
- ④資格の名称及び取得年月日は、略さず正しく記載すること。
 - ・資格の名称に変更があった場合には、新旧の名称を併記すること。
 - ・期間が更新された場合には、更新年月日も併せて記載すること。

【注】別添様式を使用してください。この様式を使用しない場合は、同様の内容を記載したものとしてください。

(2) 事績書

(項目ごとに一覧表にまとめてください。実績のない項目は「該当なし」としてください。)

- ① 教育【教育上での実績】
- ② 実務【実務上での実績】
- ③ 研究【研究上での実績】
- ④ その他特記事項があれば、それを記載したもの。

(3) 下記の抱負をまとめたレポート（各々500～800字程度）

- ①教育に対する抱負
- ②地域貢献に対する抱負
- ③研究に対する抱負
- ④上記以外で特にPRしたいことがあれば自己PR

7 応募締め切り

令和6年1月5日（金）

(注) 提出書類は、封筒に「人事応募書類」と朱書きし、簡易書留をご利用くださるようお願いいたします。（当日消印有効）

8 選考方法

- (1) 書類による第一次審査の上、合格者に対して面接を実施する。

(2) 面接の日程等は、別途文書で通知する。

※面接に必要な経費は、すべて応募者の自己負担とする。

9 採用予定

令和6年5月1日

10 服務・給与等

(1) 身分及び服務

岐阜県職員の身分を有し、「地方公務員法」のほか「岐阜県職員服務規程」等の規定を適用する。

(2) 給料・諸手当

「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」等の規定に基づき、民間等における職歴に応じて支給する。

(3) その他

美濃市(勤務地)若しくはその周辺地域から通勤できることが望ましい。

11 問い合わせ・書類提出先

501-3714 美濃市曾代88

岐阜県立森林文化アカデミー事務局 総務課 担当 船坂

TEL 0575-35-2525

FAX 0575-35-2529

e-mail c21907@pref.gifu.lg.jp

○応募書類は原則的に返却しませんので、ご承知おきください。